

事務連絡
令和元年10月23日

各

都道府県
特別区
保健所設置市

 衛生主管部 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

飼養豚への豚コレラの予防的ワクチン接種に伴う香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向け豚肉の輸出継続に係る追加条件及び手続について

日本から香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイ向けに輸出する豚肉については、各国向け輸出要綱等（対香港輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理場の認定要領（昭和44年4月7日環乳第7024号厚生省環境衛生局長通知）、対マカオ輸出豚肉取扱要領（平成22年11月8日食安発1108第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）対シンガポール輸出食肉の取扱要綱（令和元年5月31日付け生食発0531第4号・元消安第470号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び農林水産省消費・安全局長通知）、対ベトナム輸出食肉の取扱要綱（平成26年2月27日食安発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）及び対タイ輸出豚肉の取扱要綱（令和元年8月8日付け生食発0808第2号・元消安第1775号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び農林水産省消費・安全局長通知）をいう。）に基づき取り扱っていただいているところです。

今般、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改定され、豚コレラの予防的ワクチン接種が可能となったことに伴い、香港、マカオ、シンガポール、ベトナム及びタイに輸出される豚肉に、下記の要件が追加されました。よって、これらの国に輸出する豚肉に対して衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される豚肉がこれらの要件を満たすことが確認できない場合は輸出検疫証明書が発行されませんので、貴管下関係事業者にご周知をお願いします。

なお、シンガポールへ輸出される豚肉（と畜日及び処理日が平成30年10月10

日以前ものに限る。)及び台湾に輸出される豚肉については、引き続き全国で衛生証明書の発行を停止するようお願いいたします。

記

1 用語の定義

- (1) 「豚コレラワクチン接種都道府県」とは、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく予防的ワクチン接種の実施を都道府県知事が命じた都道府県をいう。
- (2) 「豚コレラ発生都道府県」とは、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針第 5 章 2 に基づく患畜又は疑似患畜が確認された都道府県をいう。ただし、最終発生の防疫措置完了後、最低 3 ヶ月間を経過し、輸出先国・地域と協議の上、輸出再開された都道府県を除く。
- (3) 「生産」とは、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）が産出及び飼養されることをいう。

2 追加輸出要件

- (1) 豚コレラワクチン接種都道府県及び豚コレラ発生都道府県以外で、生産かつ処理をされた豚に由来する豚肉であること。
- (2) 豚コレラ発生都道府県以外の豚コレラワクチン接種都道府県においては、ワクチン接種を開始した日以降に当該都道府県において生産又は処理された豚に由来する豚肉ではないこと。
- (3) 豚コレラのワクチン接種を行った豚等又はその豚等に由来する枝肉等を受け入れていないと畜場及び食肉処理施設において処理された豚肉であること。

3 その他

「豚コレラワクチン接種都道府県」及び「豚コレラ発生都道府県」については農林水産省から連絡があり次第、別途通知する。